

上十三・十和田湖 広域 定住自立圏 構想の推進について ＜制度概要等＞

- 1－制度概要について
・・・・・・・・ 1P
- 2－上十三・十和田湖圏域における構想推進について
・・・・・・・・ 12P

平成25年2月6日(水)

1－制度概要について

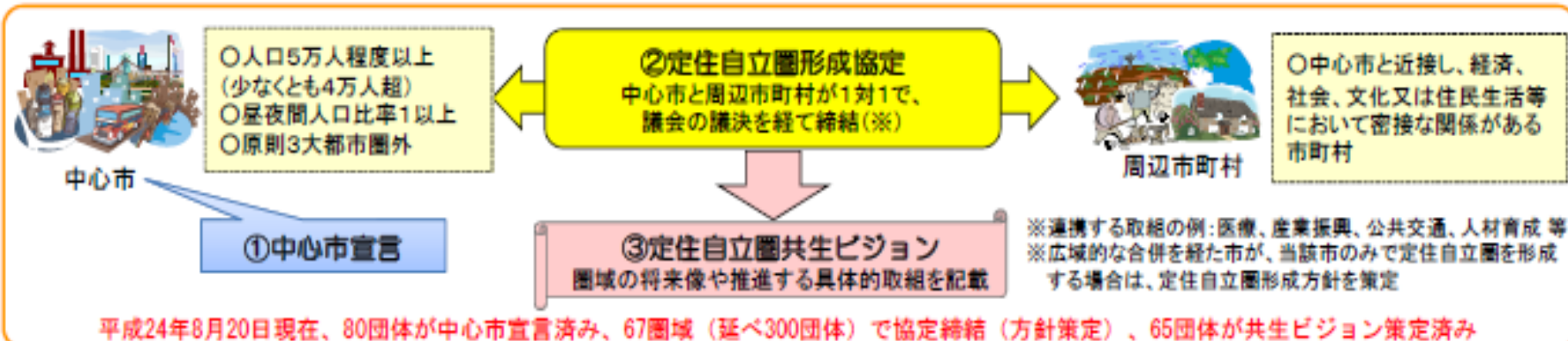
「定住自立圏構想」の推進

1 基本的考え方～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。

(「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～)(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋)

2 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



3 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・ 包括的財政措置
(中心市4,000万円程度、周辺市町村1,000万円)
- ・ 外部人材の活用(3年間、700万円上限)、地域医療(措置率8割、800万円上限)に対する財政措置等

若手企業人地域交流プログラム

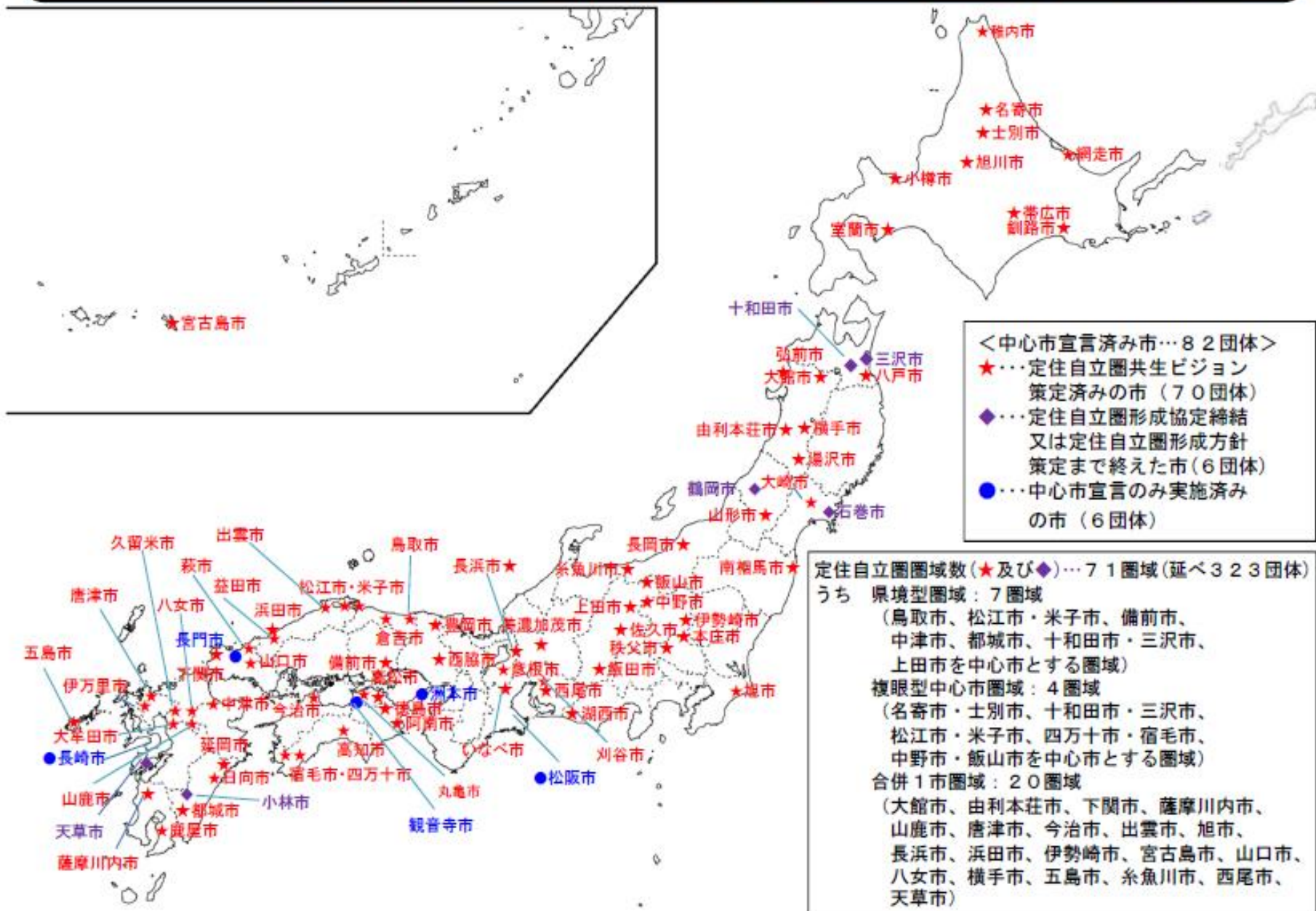
H24派遣先: 6市

大都市圏の企業の若手社員を異業種2人1組で1～3年間派遣(特別交付税により支援)

「定住自立圏」推進調査事業

産業振興・地域医療・文化芸術の重点3分野についてモデル事業を実施し、先進事例を構築(予算額: 110百万円)

定住自立圏の取組状況（平成24年12月20日現在）



定住自立圏における取組例

○政策分野別の取組状況

定住自立圏 71 圏域（平成 24 年 12 月 20 日時点）における主な取組例と圏域数

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
71 圏域
医師派遣、適正受診の啓発、休日夜間診療所の運営等

福祉
55 圏域
介護、高齢者福祉、子育て、障がい者等の支援

教育
58 圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ交流、公共施設相互利用等

産業振興
67 圏域
広域観光ルートの設定、農産物のブランド化、企業誘致等

環境
30 圏域
低炭素社会形成促進、バイオマスの利活用等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
58 圏域
合同研修の開催や職員の人事交流等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
67 圏域
地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
32 圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
42 圏域
生活道路の整備等

地産地消
37 圏域
学校給食への地元特産物の活用、直売所の整備等

交流移住
53 圏域
共同空き家バンク、圏域内イベント情報の共有と参加促進等

外部専門家の招へい
26 圏域
医療、観光、ICT等の専門家を活用

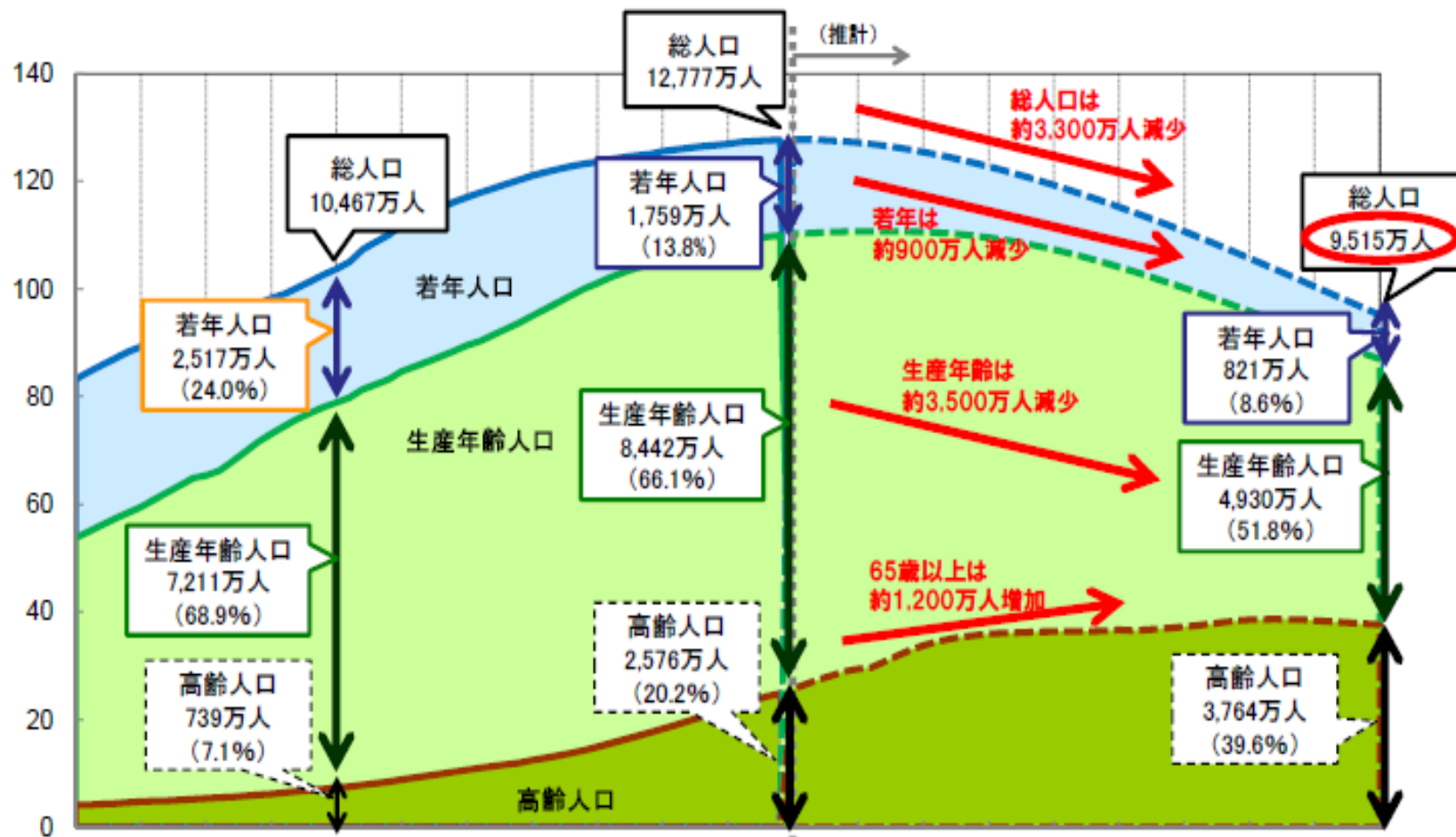
【基本コンセプト】

- 交通機関の発達やインターネットの普及により、行政に対する住民のニーズは広域化し、住民のほとんどは市町村の境界の影響されず圏域単位で生活している。
(例：通勤通学圏、商圈におけるニーズ、医療圏、)
- 自治体単独で対応しようとする場合、規模に見合わないと思念し、広域化した住民ニーズに対応することができないままになることがある。
- 人口減少、少子高齢化が進行する状況において、すべての市町村でフルセットの機能を確保することは困難。中心市と周辺市町村の連携・協力により圏域の暮らしを維持していくことが重要ではないか。……………【5～6P参照】
- 全ての住民ニーズに対応できるわけではないが、定住自立圏の制度を活用することにより、合意ができたものについては、自治体間で協力して戦略を共有し、圏域全体で行政サービスの向上を考えることができるのではないか。

	単独市町 による実施	広域組合 による実施	定住自立圏に よる実施
一般財源による支出	×	×	国の一定の 財政支援
国や県の補助金の活用	×	×	一定の優先採択も期待

選択肢が広がる！

- 日本の総人口は、2050年には、9,515万人と約3,300万人減少(約25.5%減少)。
○65歳以上人口は約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口(15-64歳)は約3,500万人、若年人口(0-14歳)は約900万人減少する。その結果、高齢化率で見ればおよそ20%から40%へと高まる。



1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 (年)

(出典) 総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」における出生中位(死亡中位)推計をもと

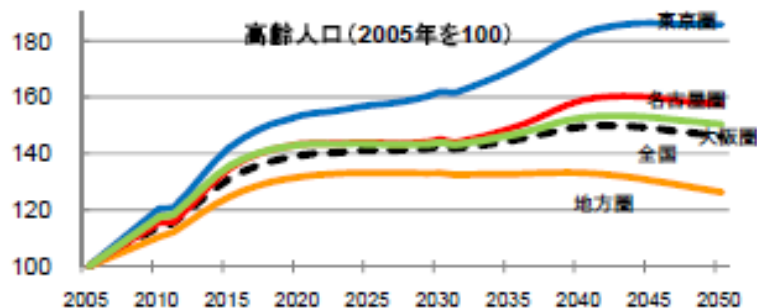
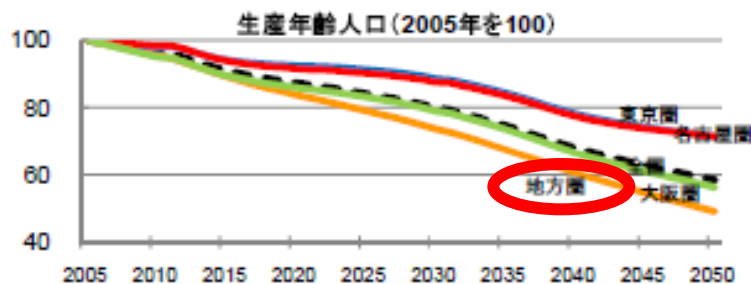
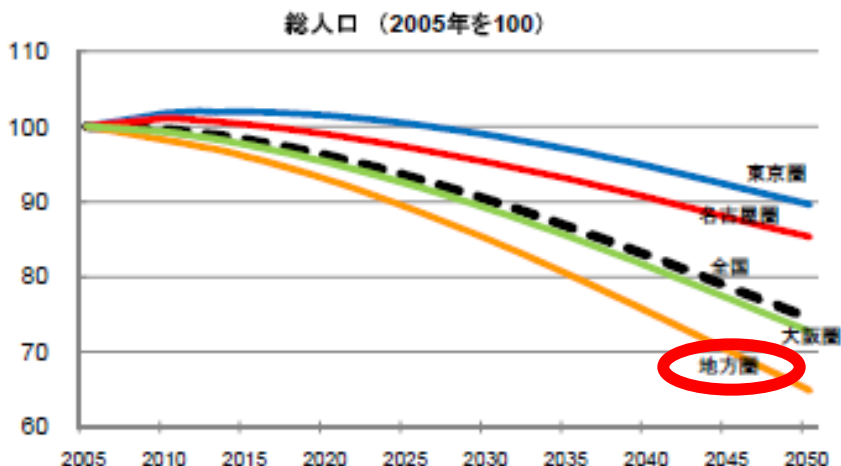
に、国土交通省国土計画局作成

(注1) 「生産年齢人口」は15~64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口

(注2) ()内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

(注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して示している

- 広域ブロック別の《人口》をみると、多くの圏域で一貫して減少するが、東京圏は当面増加した後、2020年に減少に転じる。
- 広域ブロック別の《生産年齢人口》をみると、ほぼ全てのブロックで一貫して減少するが、減少率では、東京圏、名古屋圏が全国平均より小さいなど地域によって差が大きい。ただし、絶対数では三大都市圏の減少が大きく、東京圏では673万人減少する。
- 広域ブロック別の《高齢人口》は、三大都市圏の方が地方圏を上回るスピードで増加し、特に東京圏では増加率、増加数ともに突出する(増加率:87.1%、増加数:523万人)。



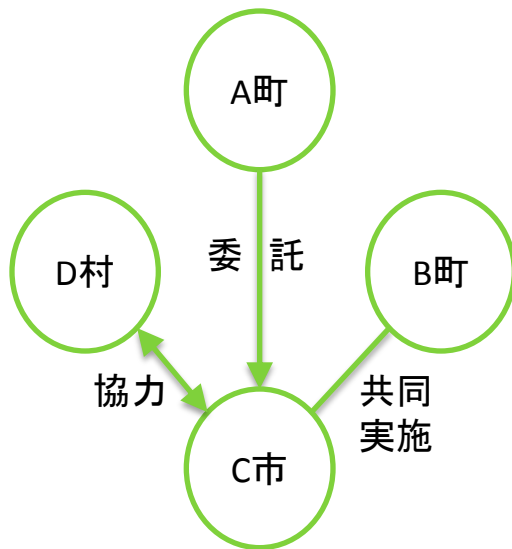
⇒生産年齢人口の地域的偏在が進むことが、経済の地域間格差にどのように影響するか、また、東京圏自体の人口減少や高齢化が、例えば、東京圏の国際競争力にどのように影響をするか等について検討を深める必要。

広域連携のかたち（イメージ）

○定住自立圏構想は「広域行政の発展版」とも言っても差し支えない。

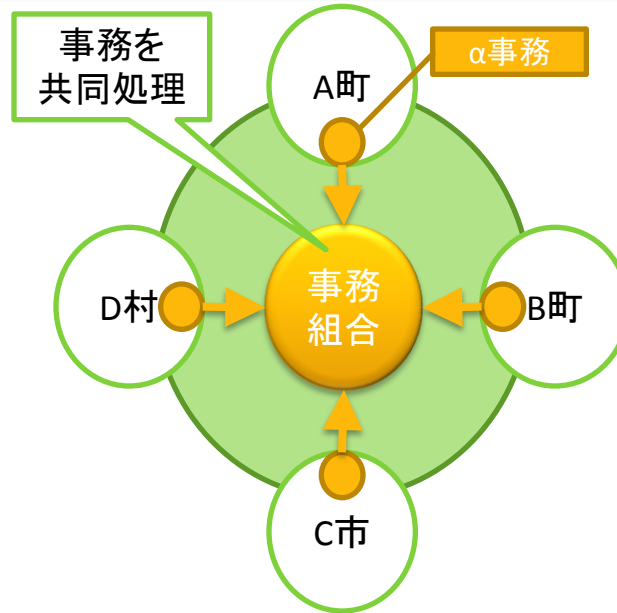
⇒ 中心市と関係町村の1対1の協定により「柔軟な連携」が可能

- ① 自治体間の合意により事業実施が可能。国や県は助言・支援的役割を担う。
- ② 例えば、1市1町、1市2町という個別の連携でも締結することが可能。



市町村連携

事務を市町村間で協力したり、共同で行なったり、他の市町村に委託する方法です。



一部事務組合

市町村がその事務の一部を共同処理するために、特別地方公共団体を設ける方法です。一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、市町村の機能から除外され、一部事務組合に引き継がれます。

圏域<1対1の協定の積み重ね>



定住自立圏



中心市宣言を行なった中心市と周辺市町村が1対1で協定を締結し、中心市の機能と周辺市町村の機能が有機的に連携することで、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保する仕組みです。

様々な圏域の形態

県境を超えて形成された定住自立圏（県境型）

県境型



住民の生活実態を踏まえ、**県境の市町村間で圏域を形成**

※いずれの圏域も県境を超えて地域住民の移動（通勤通学等）が存在

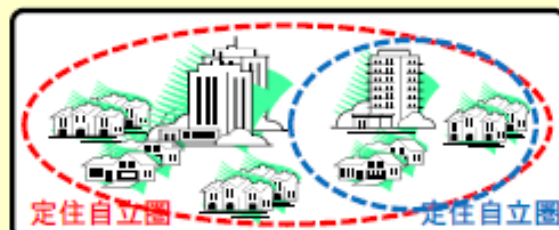
中心市名	定住自立圏エリア	県境での取組例
鳥取市	鳥取県・兵庫県境	山陰海岸ジオパークを核とした観光事業
米子市・松江市	鳥取県・島根県境	中海（県境の湖）の水質保全
備前市	岡山県・兵庫県境	広域観光ルートの設定
中津市	大分県・福岡県境	県境コミュニティバス路線新設
都城市	宮崎県・鹿児島県境	休日診療、夜間救急体制維持

他の圏域と重複する定住自立圏（圏域重複型）



ある市町村が複数の圏域を形成
（複数の中心市と連携する周辺市町村）

中心市名	重複市町村
稚内市、名寄市・士別市	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
上田市、佐久市	東御市、立科町
都城市、鹿屋市	志布志市



大規模な市の圏域が他の圏域を包含して圏域を形成

中心市名	重複市町村
延岡市、日向市	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村

広域的な合併を行った合併市の定住自立圏（合併一市型）

合併1市圏域型



広域的な合併を行った合併市で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、**合併1市で定住自立圏を形成**
（人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を周辺地域とした「定住自立圏形成方針」を策定）

大館市、由利本荘市、糸魚川市、下関市、薩摩川内市、山鹿市、唐津市、今治市、旭市、出雲市、浜田市、伊勢崎市、宮古島市、山口市、八女市、横手市、五島市、長浜市、西尾市

2つの市を中心市とする定住自立圏（複眼型）

複眼型



2つの市が共同して中心市となり、圏域を形成

中心市名
十和田市・三沢市
中野市・飯山市
米子市・松江市
四万十市・宿毛市

○政策分野別の取組状況

定住自立圏71圏域（平成24年12月20日時点）における主な取組例と圏域数

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療

71圏域

医師派遣、適正受診の啓発、休日夜間診療所の運営等

福祉

55圏域

介護、高齢者福祉、子育て、障がい者等の支援

教育

58圏域

図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ交流、公共施設相互利用等

産業振興

67圏域

広域観光ルートの設定、農産物のブランド化、企業誘致等

環境

30圏域

低炭素社会形成促進、バイオマスの利活用等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流

58圏域

合同研修の開催や職員の人事交流等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通

67圏域

地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用

32圏域

メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備

42圏域

生活道路の整備等

地産地消

37圏域

学校給食への地元特産物の活用、直売所の整備等

交流移住

53圏域

共同空き家バンク、圏域内イベント情報の共有と参加促進等

外部専門家の招へい

26圏域

医療、観光、ICT等の専門家を活用

定住自立圏構想推進の流れ<イメージ>

中心市宣言

地域全体のマネジメント等について中心的な役割を果たすことを宣言。

定住自立圏形成協定 締結

- ① 中心市と関係市町村が1対1で
- ② 「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の観点から
- ③ 議会の議決を経て結ぶ協定。

※協定を締結するにあたっては、議会の議決案件とするための手続条例を定める必要。

共生ビジョン懇談会

○定住自立圏共生ビジョンの策定・フォローアップ・変更を行う懇談会(中心市が主催)。

※ビジョンの策定・フォローアップ・変更にあたって、有識者を構成員として開催する懇談会。

定住自立圏共生ビジョン 策定

- ① 定住自立圏形成協定の実施計画。
- ② 定住自立圏形成協定において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載。
※ビジョンに記載する具体的取組について、主な項目は以下①～④のとおり。
① 根拠とする定住自立圏形成協定 ② 具体的内容 ③ 実施スケジュール
(④ 予算措置を伴うものについては、各年度の事業費の見込み・総事業費を記載)
※ビジョンの期間は5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

事業の実施

事業の フォローアップ

- ビジョンに記載された事業を実施・検証。
- ビジョンの実施状況をフォローアップ。フォローアップの結果を踏まえて、取組内容を深める。また、新たな分野での取組をする場合などは協定の改正を検討。

協定を議決案件とする条例制定

新しい分野を
実施する際は
協定改正

定住自立圏共生ビジョンについて

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

ビジョンに記載する主要事項及び期間

① 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。

② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定等。）

③ ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

策定手続き等

① 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。

- ・医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
- ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

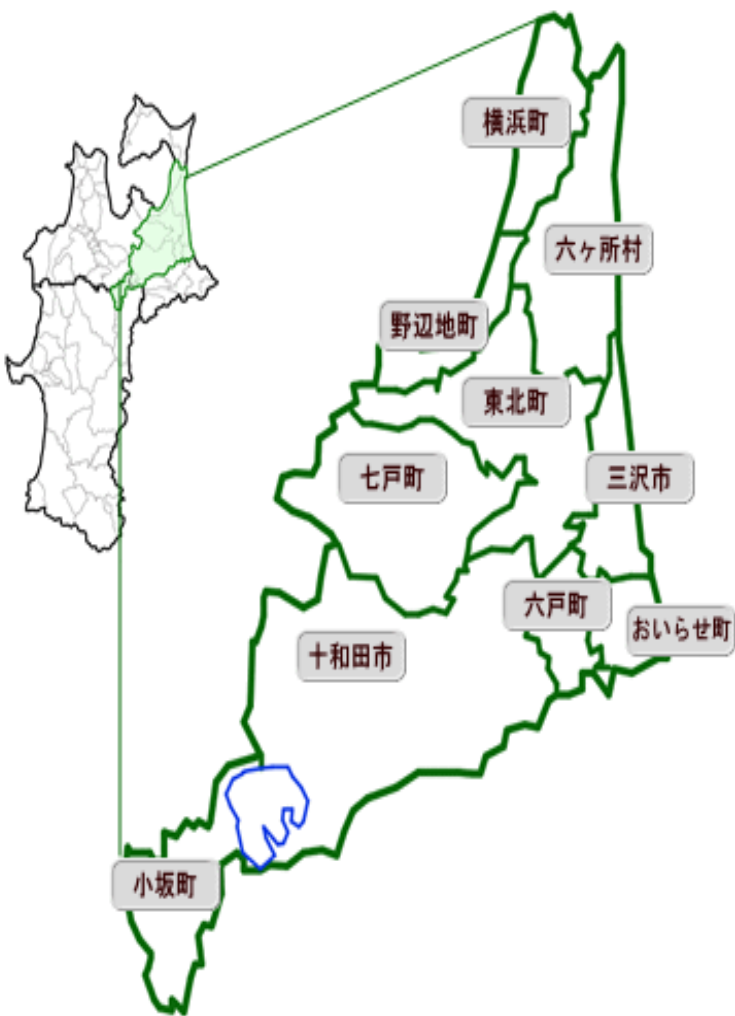
② ①における検討を経て、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

③ 策定後、公表。中心市は周辺市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

2-上十三・十和田湖圏域における 構想推進について

■2市7町1村で定住自立圏構想を推進。

- 共同中心市：十和田市・三沢市（2市が共同で中心市）
- 関係町村：野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町



平成24年10月4日 定住自立圏形成協定 合同調印式

今後の進め方 全体像について＜想定＞

- 1-平成24年2月22日 上十三地域広域市町村圏協議会 市町村長会議【配布資料】
 2-平成24年3月29日 十和田市・三沢市共同中心市宣言式【配布資料】
 3-平成24年7月27日 定住自立圏構想 関係市町村長会議【配布資料】
 4-平成24年10月4日 上十三・十和田湖広域定住自立圏 形成協定合同調印式【配布資料】

スケジュール＜大まかな流れ＞

平成24年3月29日

共同中心市宣言

済

平成24年6月

定住自立圏形成協定締結
のための議決条例 制定

済

平成24年10月

定住自立圏形成協定
締結

済

共生ビジョン懇談会

平成25年
1月～3月定住自立圏共生ビジョン
策定

基本的スタンス

- 広大な圏域であることから、まずは十和田市及び三沢市を共同中心市とした定住自立圏を形成し、連携できる事項から順に取り組んでいくことが重要。【できることから着実に】
- 平成24年度(当初)に締結する「定住自立圏形成協定」や「定住自立圏共生ビジョン」は「スタートライン」であり、今後共同中心市と関係町村の連携・協力関係を深め、定住自立圏の取組を発展させていく。

【連携メニュー検討の考え方】

- 各町村の意向を尊重しつつ、各市町村にとってメリットがあり、既存事業を含め、早期に実施可能な取組から優先的に連携・協力していく。
- 協議に時間を要する取組等については、継続協議とし、必要に応じて追加協定や共生ビジョンの見直しで対応する。

- 青森県十和田市・三沢市の近接する2市が定住自立圏構想における中心市要件を満たしている。
 - これまでの青森県上十三地域としての広域連携の経緯を踏まえ、総務省と相談も行い、十和田市と三沢市で以下の通り圏域形成を行うことで合意。
- ▼
- 共同で中心市となり、複眼型で圏域形成。
 - ①これまで上十三広域圏という同一の圏域に属し広域連携を行ってきた経緯
 - ②十和田市と三沢市の両市は非常に近接しており（例えば十和田観光電鉄の路線
総延長距離は14.7km）、生活圏を同じくし、地域的な繋がりを有すること等の事情を総合的に勘案し、複眼型＜2市が共同で中心市となる。＞で圏域形成を行い、定住自立圏構想を推進する。

上十三地域

十和田市

三沢市

（注）複眼型の事例は全国では4例。東北地方では初。

■全国初の「トリプル型」＜複眼・県境・圏域重複型＞ ～定住自立圏構想の柔軟性をフル活用～

- 1－ これまでの青森県上十三地域の広域連携の経緯を踏まえ、十和田市と三沢市が共同で中心市となり、定住自立圏構想を推進。
- 2－ 一方で、定住自立圏構想は県境を越えて連携を行うことも許容しており、秋田県小坂町は十和田湖を介して一定の地域的な繋がりを有することから、本圏域に参加。
- 3－ 青森県おいらせ町も、三沢市との通勤通学割合が21%と客観的にも八戸圏域と同等に地域的な繋がりが深く、同じ生活圏に属することから、本圏域に参加。



(注)合併1市圏域型以外の
3つの類型全てをフル活用
⇒ 全国初の「トリプル型」

十和田市・三沢市 定住自立圏形成協定の概要

青森県・秋田県



中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率	
十和田市	66,110	1.008	
三沢市	41,258	1.035	
周辺市町村名	人口(人)	周辺市町村名	人口(人)
野辺地町	14,314	七戸町	16,759
六戸町	10,241	横浜町	4,881
東北町	19,106	六ヶ所村	11,095
おいらせ町	24,211	秋田県小坂町	6,054
		圏域合計	214,029

○十和田市・三沢と周辺町村の間の定住自立圏形成協定の概要

※平成22年国勢調査

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

- ア 医療
 - ・地域医療ネットワークの充実
- イ 福祉
 - ・子育て支援の充実
 - ・認定審査会業務の連携
- ウ 教育
 - ・図書館の相互利用の促進
 - ・生涯学習情報の提供
 - ・英語教育の充実
- エ 産業振興
 - ・広域観光の推進
 - ・特産品の販路拡大
- オ 防災・消防
 - ・防災
 - ・消防

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- ア 地域公共交通
 - ・路線バス等の維持・確保と利用促進
 - ・青い森鉄道の利用促進
- イ インフラ整備に関する要望活動等
 - ・幹線道路の整備促進に係る要望
 - ・三沢空港の発着路線拡大等に係る要望
- ウ 公共施設の相互利用
 - ・公共施設の利用促進
- エ 圏域内の交流促進
 - ・各種イベントの宣伝周知、相互交流の促進

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ア 人材育成
 - ・合同研修会の開催
 - ・職員の相互派遣

※周辺町により、協定内容は異なることに留意。

